

議案第 47 号

北本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部改正について

北本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を次のように改正する。

平成 28 年 6 月 7 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例

北本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例（平成 26 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 4 号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加え  
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。